

港北区連合町内会 3月定例会

令和4年3月22日（火）午後2時00分から
港北区役所 1、2号会議室

3密を避けるため、通常よりも人数を縮小して定例会を開催します。

議題

1 補助金等申請関係

小林 地域振興課長

- ◆ 1-1～1-6は合同メールで自治会町内会長あて送付します。
- ◆ 1-7は申請書類等を席上配付します。

【対象：自治会町内会等】

番号	補助金等名称	提出期限	担当課	変更箇所
1-1	現況届	4月30日	地域振興課	
	地域活動推進費 防犯灯維持管理費	8月31日		
1-2	町の防災組織活動費補助金	9月30日	総務課	
1-3	LED防犯灯整備事業	5月31日	地域振興課	鋼管ポール灯設置 一時休止
1-4	地域防犯カメラ設置	6月30日		補助上限額 20万円→16万円
1-5	港北安心・安全コミュニテ ィー創生協議会防犯カメラ 設置	6月30日		区内の上限設置台数 5台
1-6	初期消火器具整備事業	4月1日～ 9月30日	港北消防署 総務・予防課	

【対象：地区連合町内会】

番号	補助金等名称	提出期限	担当課	変更箇所
1-7	こうほく3R活動助成金	報告 4月22日 申請 5月20日	地域振興課	

1-1 令和4年度自治会町内会現況届及び地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金申請書類の提出について〔資料1-1〕

令和4年度自治会町内会現況届と地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金書類一式を送付しますので、ご提出をお願いします。

(1) 現況届及び補助金申請について

ア 提出期限

4月30日(土)(現況届)

8月31日(水)(補助金関係書類)

イ 申請書類等のダウンロード

申請書類等は、港北区役所ホームページからダウンロードが可能です。

港北区 地域活動推進費 で検索できます。

(2) 区役所窓口の受付について

郵送等によるご提出以外に、区役所窓口にて受付をいたします。お待ちいただくこともありますので、お手数ですが、事前のご連絡をお願い致します。

事前のご連絡を頂ければ、業務時間外(17時15分以降)の提出・相談について、調整致します。「町の防災組織活動費補助金」についても受付、説明いたします。

(3) 相談・提出先(提出：郵送、Eメールまたはご持参)

〒222-0032 港北区大豆戸町2-6-1

港北区地域振興課地域活動係

電話：540-2235 / F A X : 540-2245 E-Mail : ko-chishin@city.yokohama.jp

1-2 町の防災組織活動費補助金申請書類の提出について〔資料1-2〕

令和4年度防災組織活動費補助金申請書類及び令和3年度町の防災組織活動費補助金実績報告書類一式を送付しますので、ご提出をお願いします。

(1) 事業概要

自治会町内会が結成する「町の防災組織」が行う防災訓練や防災資機材の購入等の活動を支援するため、1世帯あたり160円の活動費を補助します。

(2) 書類作成にあたって

ア 区役所地域振興課に提出いただいた自治会町内会の予算・決算書類(事業計画書・収支予算書・事業実績報告書・収支決算書)・団体の規約(昨年度提出分から変更があった場合のみ)・口座振替依頼書を併用できますので、「町の防災組織」活動補助金の添付資料として省略いただいても構いません。

※申請書、報告書と合わせて、上記の添付書類等が揃うことで申請受理となります。

イ 区役所地域振興課に予算・決算書類を提出していない自治会町内会等の方は、別途に予算・決算書類の提出が必要になります。

ウ 「町の防災組織」活動事業補助金の申請金額及び支出金額と、団体の収支予算書及び決算書の「町の防災組織活動費」の金額との整合性を取ってください。

- (3) 申請書類等のダウンロード
申請書類等は、港北区役所ホームページからダウンロードが可能です。
港北区 町の防災組織活動費補助金で検索できます。
- (3) 提出期限：9月30日（金）
- (4) 相談・提出先（提出：郵送、Eメールまたはご持参）
〒222-0032 港北区大豆戸町2-6-1 港北区役所総務課
電話：540-2206 / F A X：540-2209 E-Mail: bousai@city.yokohama.jp
- (5) その他
令和4年度の申請を行わない場合も、令和3年度に申請を行った団体につきましては、実績報告書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

1-3 令和4年度LED防犯灯整備事業について【市連会報告】[資料1-3]

電柱へのLED防犯灯の新設工事を行います。鋼管ポール灯の新設は一時休止します。設置を希望される場合は、申請書類の提出をお願いします。

- (1) 令和4年度のLED防犯灯の整備について
ア 電柱へのLED防犯灯の新設：全市で約300灯
イ 鋼管ポールLED防犯灯の新設：一時休止（令和3年度 36灯整備）
- (2) LED防犯灯の新設について
ア 自治会町内会からの申請に基づき設置を行います。
イ 設置場所の選定は、多くの地域の方が通行する道路を照明する場所とし、周囲に明かりが無く防犯上不安のあるところを選定してください。
- (3) 申請書類および提出期限について
ア 申請書類
申請書類等は、港北区役所ホームページからダウンロードが可能です。
港北区 防犯灯で検索できます。
イ 提出期限：5月31日（火）まで
ウ 相談・提出先（提出：郵送、Eメールまたはご持参）
〒222-0032 港北区大豆戸町2-6-1 港北区役所地域振興課地域活動係
電話：540-2234 / F A X：540-2245 E-Mail: ko-bouhan@city.yokohama.jp
エ その他
「横浜市防犯灯設置基準」に基づき設置します。申請場所が設置基準を満たさない場合は設置できませんので、御了承ください。
- (4) 防犯灯の見守りについては、電気料金の支払い及び故障時の修繕などの管理は横浜市が行い、日常の見守り（故障の発見及び連絡、繁茂した草木の除去等）は、引き続き自治会町内会の皆様に行っていただきます。

※ 故障等がございましたら、下記連絡先まで御連絡ください。

港北区地域振興課 電話：540-2234

市民局地域防犯支援課 電話：671-3709

1-4 令和4年度地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ【市連会報告】

[資料1-4]

自治会町内会が防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和4年度も神奈川県と連携して実施いたします。

設置をご希望の場合は、申請書類の提出をお願いします。

(1) 申請書等のダウンロード

横浜市市民局ホームページからダウンロードできます。

[横浜市 地域防犯カメラ設置補助金](#) で検索できます。

(2) 申請書及び添付書類の提出期限・提出先

ア 提出期限：6月30日（木）

設置場所により、関係機関との調整などにお時間がかかるものもあります。

区役所地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目をお願いします。

イ 相談・提出先（提出：郵送、Eメールまたはご持参）

〒222-0032 港北区大豆戸町2-6-1 港北区役所地域振興課地域活動係

電話：540-2234 / F A X : 540-2245 E-Mail : ko-bouhan@city.yokohama.jp

(3) 提出書類

平成28年度から令和3年度に申請して補助金交付とならなかったカメラを、4年度も同じ場所での設置を希望される場合は、地図等の添付書類は不要です。

(4) 昨年度からの変更点

令和4年度は、神奈川県補助上限額が減額されたことにより、本補助金の補助上限額が20万円から**16万円**に変更となりました。

【必ず提出していただく書類】

- ・申請書（第1号様式）
- ・見積書
- ・収支計算書（第3号様式）
- ・道路上または電柱に設置する場合は、設置場所の使用に関する土木事務所等との協議書、東京電力柱への設置可否判定回答書（NTT柱の場合は協議書）

※ 詳しくは、手引きをご覧になり区役所地域振興課地域活動係へご相談ください。

1-5 港北安心・安全コミュニティー創生協議会防犯カメラ設置事業補助金のご案内 について [資料1-5]

安心で安全な地域の創生を目的として設立された「港北安心・安全コミュニティー創生協議会」と港北防犯協会などからなる「港北区防犯カメラ設置合同委員会」では連携して、「防犯カメラ設置事業補助制度」を実施しており、委員会設立当初の目標であった「区内100台の防犯カメラ設置」を近日中に達成する見込みです。

令和4年度設置をご希望の場合は、申請書類の提出をお願いします。詳しくは、区役所地域振興課までご相談ください。（申込方法等が一部変更されました。）

- (1) 補助金額：上限1台あたり11万円
- (2) 区内（全自治町内会）での補助金対象台数の上限が5台になります。
(5台以上応募があった場合は審査になります。)
- (3) 補助対象経費：防犯カメラの機器等の購入費及び設置のための費用
※ 電気料金、機器の保守点検費用等の維持管理費は補助対象外です。
- (4) 申請用紙配付場所：港北区役所地域振興課
- (5) 提出期限：6月30日（木）
申請を希望する場合は、あらかじめ区役所地域振興課へご連絡ください。
- (6) 相談・提出先
港北区役所地域振興課地域活動係
電話：540-2234 / F A X : 540-2245 E-Mail : ko-bouhan@city.yokohama.jp

【※ 港北安心・安全コミュニティー創生協議会について】

「港北安心・安全コミュニティー創生協議会」は、港北区内の防犯カメラの設置促進と啓発活動を通じて、「犯罪を起こさせない・起きない」地域コミュニティーのモデル地区づくりを目的に、趣旨に賛同する港北区内の個人・企業により平成27年8月に設立されました。

協議会では、企業等から広く協賛金を募り、港北防犯協会や地区連合町内会が加わり設立した「港北区防犯カメラ設置合同委員会」と連携して、民間主導で自治会町内会への防犯カメラ設置に取り組んでいます。

1-6 初期消火器具整備事業について【市連会報告】[資料1-6]

令和4年度に自治会町内会が初期消火器具を新規設置・更新（全てまたは一部）する費用の一部補助を実施します。

- (1) 申請要件
次の3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。
 - ・地域に消火栓がある。
 - ・家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。
 - ・定期的に訓練を実施できる。
- (2) 申請について
申請を希望する場合は、お近くの消防署所へご連絡ください。
 - ・受付期間：4月1日（金）～9月30日（金）
 - ・申請方法：記入した申請書を港北消防署（消防出張所）にご提出下さい。
- (3) 補助率及び補助予定数
 - ・新規設置及び器具全ての更新設置の場合
補助率：整備費用2/3、上限20万円
 - ・初期消火器具等の一部更新設置の場合
補助率：整備費用2/3、上限7万円

(4) 問合せ先：港北消防署総務・予防課 Tel 546-0119

※ 自治会町内会が所有する初期消火器具を区内の設置協力店舗（コンビニエンスストア等）に設置することができます。ご希望の場合はお近くの消防署所へご連絡ください。

1-7 「こうほく3R活動助成金」令和3年度活動報告及び令和4年度交付申請について [資料1-7]

地区連合町内会を対象とした「こうほく3R活動助成金」について、令和3年度の活動報告書類及び令和4年度交付申請書類をお渡ししますので、ご提出をお願いします。

(1) 提出期限

ア 令和3年度活動報告書類・・・4月22日（金）

イ 令和4年度交付申請書類・・・5月20日（金）

※ アとイを4月に一度にご提出いただいても結構です。

(2) 相談・提出先（提出：郵送、Eメールまたはご持参）

〒222-0032 港北区大豆戸町26-1

港北区役所地域振興課資源化推進担当

電話 540-2244 / F A X : 540-2245 E-Mail : ko-chishin@city.yokohama.jp

※ 郵送の場合は同封の返信用封筒をご利用ください。

2 令和4年度「横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について （情報提供）【市連会報告】[資料2]

小林 地域振興課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和4年度もこれまでと同様に、継続して実施します。

(1) 令和4年度横浜市市民活動保険補償内容

賠償責任保険（限度額）		傷 害 保 険	
身体賠償	1名 1億円	死亡	1名 500万円
	1事故 5億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 （1名 上限500万円）
財物賠償	1事故 500万円	入院	1日 3,500円（180日限度）
保管物賠償	1事故 500万円	通院	1日 2,500円（90日限度）
免責金額 （自己負担額）	5,000円	手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円

- (2) 主な配布先
区役所総務課・広報相談係・市民活動支援センター、地域ケアプラザ等
- (3) ホームページ
横浜市 市民活動保険 で検索できます。

3 青少年指導員

小林 地域振興課長

◆ 1 及び 2 は資料の送付はありません。
3 は合同メールで自治会町内会長あて送付します。

1 令和3年度 港北区青少年指導員被表彰者について [資料3-1]

2 第28期横浜市青少年指導員 港北区委嘱式の縮小開催について

4月12日(火)に開催予定の「第28期横浜市青少年指導員 港北区委嘱式」は、規模を縮小して開催いたします。そのため、港北区連合町内会会長のみのご出席をお願いします。

3 「港北青指」第47号の発行について [資料3-3]

4 掲示依頼

小林 地域振興課長

◆ 合同メールで自治会町内会あてに送付します。

1 「港北区スポーツ協会だより」について [資料4-1]

※ おもて面のみ 掲示してください。

2 消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」について [資料4-2]

5 行政機関からの情報提供等

- (1) 港北警察署
- ・港北区内犯罪発生状況
 - ・交通事故概要
- (2) 港北消防署
- ・港北区内の火災・救急状況について

3月の合同メールは3月23日(水)に発送します。

◆港北区連合町内会定例会の資料は、ホームページに掲載しています◆

<https://kohoku-rengou.net/>

港北区連合町内会 定例会資料

で 検索

